

(安倍9条改憲反対運動のために)

日本国憲法制定当時の、日本の政治家とマッカーサーの熱き想い

9条の戦争放棄は、どのようにして導入されたか？

1946年6月25日、衆議院が憲法改正案(4月17日に政府が発表した草案)の審議を開始し、いろいろな討論や修正をへて、8月24日衆議院が賛成多数で可決(貴族院では10月7日可決成立、11月3日公布)されたが、**吉田茂総理大臣**は提案理由の説明の中で、「戦争放棄はこの憲法改正の大きな眼目であります。」「この高き理想をもって、平和愛好国の先頭に立ち、正義の大道を踏み進んでいこうという固き決意を、この国の根本法に明示せんとするものであります。」

さらに7月9日、**芦田均衆議院憲法改正委員長**は「この議事堂の窓から眺めてみましても、我々の眼に映るものは何であるか？ 満目しょう条(見渡す限りものさびしい)たる焼け野原であります。そこに横たわっていた数十万の死体、灰燼のバラックに朝夕乾くひまなき孤児と寡婦の涙。その中から新しき日本の憲章は生まれ出ずべき必然の運命にあったと、内閣はお考えにならないか？ ひとり日本ばかりではありませぬ。戦争に勝ったイギリスでも、ウクライナの平野にも、揚子江の楊の陰にも、同じような悲嘆の叫びが聞かれているのであります。この人類の悲嘆と社会の荒廃を静かに見つめて、我々はその人類共通の根本問題が横たわっていることを知りうると思えます。この人類共通の熱望たる戦争の放棄と、より高き文化を求める要求と、よりよき生活への願望が、敗戦を契機として一大変革への途を余儀なくさせることは疑いありません。」

また8月27日、貴族院の審議において**幣原喜重郎国務相**は「実際、この改正案の第9条は戦争の放棄を宣言し、わが国が全世界中最も徹底的な平和運動の先頭に立って、指導的地位を占むることを示すものであります。今日の時勢に、なお国際関係を律する一つの原則として、ある範囲の武力制裁を合理化、合法化せんとするがごときは、過去における幾多の失敗を繰り返す所以でありまして、もはやわが国の学ぶべきことではありませぬ。文明と戦争は結局両立しないものであります。……私はかような信念をもって、この憲法改正案の起草の議にあずかったのであります。」

これより先、1946年1月24日、**幣原喜重郎首相**(当時)はマッカーサーとの会談で「新憲法に天皇制の護持と戦争放棄・武力保持禁止を盛り込む」ことを提案、マッカーサーはこれに賛同していた。6月に衆議院に提案された政府案は、マッカーサーが示した**GHQ**草案(天皇は象徴、戦争放棄、封建制度廃止を含む92条の草案)を基にしながら、**幣原喜重郎**らがそれに修正を加え日本政府案として作成したもの。

マッカーサーは、1946年4月5日の対日理事会(GHQの諮問機関、日本占領の管理機関)において、次のように演説している。「私は戦争放棄という日本の提案を、世界全国民の慎重なる考察のために提供するものである。これはただ1つの途を指し示すものである。国際連合(1945年10月設立)の安全保障機構はその意図の賞賛すべきものであり、その目的の偉大かつ高貴であることは疑えないが、しかし日本がその憲法によって一方的に達成しようと提案するもの、即ち国家主権の行使としての戦争放棄ということ、すべての国家を通じて実現することによってのみ、国際連合の意図と目的(世界平和)を達成しうるのである。」

さらにマッカーサーは「日本国憲法9条は、世界に対して精神的な指導力を与えようと意図したものであり、**幣原男爵**の先見の明と経国の才と叡知の記念塔として、永存するだろう。戦争を禁止する条項を憲法に入れるという提案は、私からではなく**幣原首相**が行ったものだ。首相は、私の職業軍人としての私の経歴を考えると、このような条項を憲法に入れることに対して、私がどんな態度をとるか不安であったので、憲法に関しておそろおそろ私に会見の申し込みをしたと言われた。私は首相の提案に驚いたが、首相に私も心から賛成であるということ、首相は明らかに**安堵**の表情を示され、私を感動させた。」(1958年、高柳賢三憲法調査会会長が憲法の成立過程を調査するために渡米したとき、高柳の質問「戦争放棄と戦力不保持は、**幣原**の提案か、**マッカーサー**の提案か？」に対する回答として、マッカーサーから高柳に送られた書簡より)